

「ケアハウス上津」重要事項説明書

社会福祉法人 養福会

当施設は契約者に対し、軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスを提供します。

当施設は入居者に対して、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

◆◆目次◆◆	
1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 施設の概要	2
4. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
5. 職員の配置状況	6
6. 苦情の受付について	6
7. サービス提供におけるケアハウスの義務	7
8. 退去について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 養福会
- (2) 所在地 福岡県久留米市上津町字新井手1867番1
- (3) 電話番号 0942-22-2121
- (4) 代表者氏名 理事長 花岡 雅州
- (5) 設立年月日 平成11年10月21日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- (2) 施設の目的 家庭環境・住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づき、日常生活上必要な便宜を供与し心身共に充実した明るい生活が送れるようにすることを目的とします。
- (3) 施設の名称 ケアハウス上津
- (4) 所在地 福岡県久留米市上津町字新井手1867番1
- (5) 電話番号 0942-22-2121
- (6) 事業所長 施設長 三原 誠
(管理者)

(7) 当施設の運営方針

私たち「ケアハウス上津」のすべてのスタッフは、入居者の皆様の充実した生活と安全で調和のとれた生活を支えています。

老人福祉の理念をもとに、高齢者の人権を尊重し、自立した生活を継続するため入居者の精神的、身体的な援助を行います。また、生活に欠かせないスムーズな人間関係の構築や地域との交流を深め、「明るい」「楽しい」施設を目指します。

そのために、一人一人の自立を最優先に、個に応じた支援を大切にします。

いつでも真心と思いやりを忘れず、その人らしく生きていくためのサポートをさせて頂き、入居者にとって「居心地の良い家」を目指します。

そして、地域に支えられ、地域に貢献できる地域密着施設を目指します。

(9) 開設年月日 平成 13 年 3 月 1 日

3. 施設の概要

- (1) 敷地面積 3,406 m²
- (2) 建物延床面積 327,550 m²
- (3) 建物の構造 鉄筋コンクリート
- (4) 入居定員 50 名
- (5) 併設事業 上津デイサービスセンター
- (6) 入居対象 ①60 歳以上の方(ご夫婦等の場合はどちらかが 60 歳以上であること)。
②ご自分で身の回りの事ができる方(入浴、排泄、洗濯など)。
③利用料の支払い、及び身元引受人がたてられる方。
④集団生活に順応できる方。
- (7) 居室の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人用居室	46 室	洋室 22 室、和室 24 室
ワイド居室	2 室	二人で入居された場合、冬期加算(2,120 円)も二人分になります
食堂・談話・娯楽・集会室	1 室	
談話室	4 室	各階にあります
浴室	2 室	女性用 3 階(内風呂・露天風呂) 男性用 4 階(内風呂・露天風呂)
相談室・会議室	1 室	
寮母室	1 室	
医務室	1 室	
事務室	1 室	
エレベーター	1 機	

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当施設が提供する基準サービス

種類	内容
各種生活相談及び助言	施設職員は、入居者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行います。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に支援を行います。
食事提供	施設は、栄養士の立てる献立により、栄養バランスならびに入居者（高齢者）の健康を考慮した食事を3食提供します。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。 欠食の控除については、嗜好による理由でなく入院や旅行等によりやむを得ず1週間以上連続して不在の場合を対象とします(要届出)。但し、デイサービス等の利用により定期的に二重で食事代が発生する場合は、控除の対象とします。 【食事時間】 朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食17:30～
入浴の準備	9:00～19:00の間にお入り下さい。但し、11:30～13:30は清掃のためお入りいただけません。
災害、疾病等の緊急時の対応	入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、職員は医療機関、緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。
在宅保険、在宅福祉サービスに関し連絡等の便宜をはかること	施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助が必要となった場合で、入居者自身・家族からホームヘルプサービス等の外部(居宅)サービスの利用希望があった場合には、在宅福祉サービスが利用できるよう、必要な対応を行います。
自主生活への協力	入居者は、施設の共用設備を利用して、自主的な趣味教養活動や行事等を行うよう協力します。
保健衛生	入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。また、入居者に対し、健康衛生知識の普及、指導を行います。

(2) 利用料金 (入居契約書第8条参照)

入居者は、国の定める基準に従って、生活費、事務費、管理費、娯楽等の特別な費用、居室にて使用する電気、水道、ガス、電話等(11月～3月までは冬期加算 2,120円が付加されます)の使用料を合算した額を別途個別に算定して、毎月10日に金融機関口座から自動引き落としにより支払うものとします。但し、10日が金融機関の休日となる場合には、その休日明けの営業日に支払うものとします。

利用料金表 【入居一時金 1,000,000円】

◆居室Aタイプ 洋室(ベランダあり)・和室(ベランダなし/バス付) 24室 22.4㎡

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	20,340	76,430
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			79,430
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			82,430
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			85,430
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			88,430
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			91,430
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			96,430
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			101,430
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			106,430
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			111,430
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			116,430
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			123,430
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			130,430
14	2,700,001 円以上	68,300			134,730

◆居室Bタイプ 和室(ベランダあり/バス付) 22室 22.6㎡

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	25,340	81,430
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			84,430
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			87,430
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			90,430
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			93,430
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			96,430
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			101,430
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			106,430
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			111,430
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			116,430
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			121,430
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			128,430
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			135,430
14	2,700,001 円以上	68,300			139,730

◆居室Cタイプ(ワイド部屋) 2室 47㎡ 2名入居

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	14,000	92,180	40,680	146,860
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	26,000			158,860
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	32,000			164,860
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	38,000			170,860
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	44,000			176,860
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	50,000			182,860
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	60,000			192,860
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	70,000			202,860
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	80,000			212,860
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	90,000			222,860
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	100,000			232,860
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	114,000			246,860
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	128,000			260,860
14	2,700,001 円以上	136,600			269,460

◆居室Cタイプ(ワイド部屋) 2室 47㎡ 1名入居

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	40,680	96,770
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			99,770
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			102,770
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			105,770
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			108,770
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			111,770
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			116,770
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			121,770
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			126,770
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			131,770
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			136,770
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			143,770
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			150,770
14	2,700,001 円以上	68,300			155,070

利用料金表 【入居一時金 160,000 円】

◆居室Aタイプ 洋室(ベランダあり)・和室(ベランダなし/バス付) 24室 22.4㎡

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	23,840	79,930
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			82,930
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			85,930
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			88,930
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			91,930
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			94,930
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			99,930
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			104,930
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			109,930
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			114,930
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			119,930
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			126,930
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			133,930
14	2,700,001 円以上	68,300			138,230

◆居室Bタイプ 和室(ベランダあり/バス付) 22室 22.6㎡

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	28,840	84,930
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			87,930
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			90,930
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			93,930
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			96,930
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			99,930
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			104,930
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			109,930
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			114,930
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			119,930
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			124,930
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			131,930
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			138,930
14	2,700,001 円以上	68,300			143,230

◆居室Cタイプ(ワイド部屋) 2室 47㎡ 2名入居

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	14,000	92,180	47,680	153,860
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	26,000			165,860
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	32,000			171,860
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	38,000			177,860
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	44,000			183,860
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	50,000			189,860
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	60,000			199,860
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	70,000			209,860
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	80,000			219,860
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	90,000			229,860
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	100,000			239,860
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	114,000			253,860
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	128,000			267,860
14	2,700,001 円以上	136,600			276,460

◆居室Cタイプ(ワイド部屋) 2室 47㎡ 1名入居

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	47,680	103,770
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			106,770
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			109,770
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			112,770
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			115,770
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			118,770
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			123,770
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			128,770
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			133,770
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			138,770
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			143,770
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			150,770
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			157,770
14	2,700,001 円以上	68,300			162,070

利用料金表 【敷金 120,000 円】

◆居室Aタイプ 洋室(ベランダあり)・和室(ベランダなし/バス付) 24室 22.4㎡

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	24,506	80,596
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			83,596
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			86,596
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			89,596
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			92,596
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			95,596
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			100,596
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			105,596
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			110,596
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			115,596
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			120,596
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			127,596
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			134,596
14	2,700,001 円以上	68,300			138,896

◆居室Bタイプ 和室(ベランダあり/バス付) 22室 22.6㎡

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	29,506	85,596
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			88,596
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			91,596
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			94,596
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			97,596
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			100,596
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			105,596
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			110,596
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			115,596
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			120,596
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			125,596
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			132,596
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			139,596
14	2,700,001 円以上	68,300			143,896

◆居室Cタイプ(ワイド部屋) 2室 47㎡ 2名入居

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	14,000	92,180	49,012	155,192
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	26,000			167,192
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	32,000			173,192
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	38,000			179,192
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	44,000			185,192
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	50,000			191,192
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	60,000			201,192
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	70,000			211,192
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	80,000			221,192
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	90,000			231,192
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	100,000			241,192
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	114,000			255,192
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	128,000			269,192
14	2,700,001 円以上	136,600			277,792

◆居室Cタイプ(ワイド部屋) 2室 47㎡ 1名入居

対象収入による階層区 (前年収入)		事務費	生活費	管理費	合計 (単位:円)
1	1,500,000 円以下	10,000	46,090	49,012	105,102
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000			108,102
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000			111,102
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000			114,102
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000			117,102
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000			120,102
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000			125,102
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000			130,102
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000			135,102
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000			140,102
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000			145,102
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000			152,102
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000			159,102
14	2,700,001 円以上	68,300			163,402

*各料金は、毎年の物価スライドに応じて改正されます。

*この料金には、娯楽等の特別な費用、個人が各部屋で使用する水道、光熱費、電話料等は含まれません。

*退去の際には、部屋の天井や壁のクロスの張替え、その他、現状回復の費用をご負担頂きます。

*敷金については、120,000円を入居時に一括で支払い、退去時の原状回復費用に充当いただきます。

*この表における対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く)から、租税、社会保険、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

*ワイド部屋の場合は、お二人の収入および必要経費を合算し、合算分の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。

*入居一時金を支払った場合は、入居年数20年(240ヶ月)を基準とし、この基準に満たない年数で退去する場合はこれを均等で返還いたします。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) (職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職種	配置人員	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職	2名	2名

※施設運営の都合により変更させていただく場合があります。

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制	
1. 生活相談員	早出	8時00分～17時00分
	遅出	9時00分～18時00分
2. 介護職	早出	8時00分～17時00分
	日勤	8時30分～17時30分
	遅出	9時00分～18時00分

※施設運営の都合により変更させていただく場合があります。

6. 苦情受付について (入居契約書苦情申出窓口参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情対応責任者
〔職名〕施設長
- 苦情受付窓口 (担当者)
〔職名〕生活相談員
受付時間 毎週日曜日～土曜日 8:30～17:00
受付先 0942-22-2121
また、苦情受付ボックスを2階レストランに設置しています。
- 第三者委員会
社会福祉法人 養福会 監事
社会福祉法人 養福会 評議員

(2) 行政機関その他苦情受付期間

福岡県 運営適正化委員会	住所	春日市原町3-1-7 クローバープラザ4階 (東棟)
	電話番号	092-915-3511
久留米市 健康福祉部長寿支援課	住所	福岡県久留米市城南町15番地3
	電話番号	0942-30-9184 8:30～17:15

(3) 苦情処理を行う為の処理体制・手順

1. 受付者より、住所、氏名、電話番号、内容の報告を受ける。
2. 相談又は苦情窓口担当者は、利用者宅へ連絡し、状況を明確にする。
3. 場合により、利用者宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとする。

4. 相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた検討委員会を開き、苦情の解決にあたり、記録する。
5. 検討委員会を行わない場合には、必ず管理者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がける。
6. 検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、利用者にも納得していただけるよう心がける。
7. 発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐ。

7. サービス提供におけるケアハウスの義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

1. 入居者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
2. 入居者の体調、健康状態等の必要な事項について、入居者から聴取、確認し状況に応じて必要関係機関と連携のうえ対応します。
3. 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。
4. 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
5. サービスを提供するにあたって知り得た入居者、ご家族又は連帯保証人に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
6. 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
7. 必要に応じホームインステッドサービスを利用することができます(有料)。

8. 退去について (契約解除)

1. 退去しようとするときは、30日以上予告期間をもって契約解除届けを提出してください。
2. 次のいずれかに該当するに至った場合には、施設との契約は終了し、入居者に退去していただくことがあります。

- (1)入居の用件に関して、虚偽の届け出を行って入居したとき。
- (2)利用料を3ヵ月以上支払わないとき。
- (3)事務費の減額に当たって虚偽の届け出を行ったとき。
- (4)施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき。
- (5)個別の日常生活上の援助(調理を除く)又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それを受ける事ができないとき。
- (6)金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
- (7)その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。
- (8)職員への暴言・暴力・ハラスメント等の行為があったとき。
- (9) その他入居契約に違反した場合。

重要事項説明書

社会福祉法人 養福会
特別養護老人ホーム かみつ

介護老人福祉施設重要事項説明書

1 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人養福会
代表者氏名	理事長 花岡 雅州
住所地・連絡先	(住所) 福岡県久留米市上津町新井手 1867 番地 1 (電話番号) 0942-22-2121 (FAX) 0942-21-0220

2 事業所（ご利用施設）

施設の種類	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設の名称	特別養護老人ホーム かみつ
所在地。連絡先	(住所) 福岡県久留米市上津町新井手 1870 番地 1 (電話番号) 0942-65-5666 (FAX) 0942-65-5733
事業所番号	久留米市指定 4091601247
管理者氏名	柴田 吉隆

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は介護保険法令に従い、入所者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な方がご利用頂けます。

(2) 運営方針

入所者様一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者様の入所前の居宅における生活と、入所後の生活が連続したものとなるよう配慮します。各ユニットにおいては、入所者様が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように介護サービスの提供に万全を期すものとします。

(3) その他

事項	内容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、入所者様の直面している課題等を評価して、入所者様の希望を踏まえた施設サービス計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して入所者様に説明のうえ交付します。
職員研修	毎月1回以上（年間15回程度） 内容：法定研修に基づく

4 施設の概要

(1) 建物の概要

敷地		1746.03 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て
	延べ床面積	2,240.10 m ²
	利用定員	29名

(2) 居室・設備の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は各自個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（全個室）	29	2ユニット×10 1ユニット×9 （各居室に洗面台・トイレ付）
共同生活室	3	各ユニットに1ヶ所ずつ
キッチン	3	各ユニットに1ヶ所ずつ
医務室	1	
浴室	5	個浴・機械浴を完備
地域交流スペース	1	
相談室	1	
談話室	1	
リハビリ室	1	
カフェ	1	

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				常勤 加算 後の 人数	職務の内容
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				1	施設の管理、業務の実施状況把握、指揮命令
生活相談員	1	1				1	日常生活上の相談、生活支援
介護職員	30	20		10		26.7	日常生活上の介護・健康保持の為の相談
看護職員	5	3		2		4	健康管理・服薬管理・急変時の対応など
医師	1			1		0.2	健康管理及び療養上の指導
管理栄養士	1	1				1	献立作成、栄養計算、栄養指導
機能訓練指導員	1	1				1	機能訓練
介護支援専門員	1	1				1	施設サービス計画（ケアプラン）の作成
事務員	1	1				1	事務全般

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	勤務時間帯（8：00～17：15）
生活相談員	勤務時間帯（8：00～17：15）
介護職員	7:00～21:00 までは3交代制（早出・日勤・遅出）、 21:00～翌7:00 までは原則として、職員1名あたり 20名を見守り・介助します。

看護職員	8:15～18:00 の間で2交代制となります。
管理栄養士	勤務時間帯（8：00～17：15）
機能訓練指導員	勤務時間帯（8：00～17：15）
介護支援専門員	勤務時間帯（8：00～17：15）
事務員	勤務時間帯（8：00～17：15）
宿直員	勤務時間帯（17:00 または 17:15～翌 8:00）
清掃員	月・火・木・金・土（9:00～15:00）

7 施設サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

種類	内容
入浴	週2回の入浴又は、随時清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴にて対応いたします。
排泄	入所者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。個人としての尊厳に配慮し、着替えや適切な整容が行われる様援助します。シーツ交換は定期的に行います。
機能訓練	機能訓練指導員により入所者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
健康管理	<p>嘱託医による往診日を月2回とします。入所者様の健康管理に努め、病状の悪化や急変があれば、速やかに嘱託医と連携・対応いたします。</p> <p>なお、嘱託医以外の医療機関に通院される場合は、基本にご家族の送迎・付き添いをお願いしております。ただし、嘱託医の指示による受診の場合は送迎及び付き添いをいたします。</p> <p>その他、歯科往診もございます。</p>
レクリエーション・定例行事	各ユニットで月1回の行事を行っています。また、おやつバイキング、敬老会など施設全体での行事も実施しています。
相談及び援助	入所者様及びご家族からの相談に応じます。

② 費用

原則として、料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります（介護保険負担割合証に記載された負担割合）。利用者負担減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合、料金表の利用料金額（10割）をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

【施設利用料金】

（1）利用料金

○平成30年4月改定（1日につき）

要介護1 646単位	要介護2 714単位	要介護3 787単位
要介護4 857単位	要介護5 925単位	

○令和3年4月改定（1日につき）

要介護1 661単位	要介護2 730単位	要介護3 803単位
要介護4 874単位	要介護5 942単位	

※令和3年度介護保険改正に伴い介護報酬変更

○令和6年4月改定（1日につき）

要介護1 682単位	要介護2 753単位	要介護3 828単位
要介護4 901単位	要介護5 971単位	

※令和6年4月介護保険改正に伴い介護報酬変更

○加算

種類	利用料
初期加算	30単位/日
精神科医療療養指導加算	5単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月
生活機能向上連携加算	
1、生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月
2、生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月
ADL維持等加算	
1、ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月
2、ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月
自立支援促進加算	300単位/月
日常生活継続支援加算	46単位/日
サービス提供体制強化加算	
1、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日
2、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日

3、 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日
看護体制加算	6 単位/日
1、 看護体制加算 (Ⅰ) イ	12 単位/日
2、 看護体制加算 (Ⅰ) ロ	4 単位/日
3、 看護体制加算 (Ⅱ) イ	23 単位/日
4、 看護体制加算 (Ⅱ) ロ	8 単位/日
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	46 単位/日
口腔衛生管理加算 I	90 単位/月
看取り介護加算	
1、 死亡日 45 日前～31 日前	72 単位/日
2、 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日
3、 死亡日の前日及び前々日	680 単位/日
4、 死亡日	1280 単位/日
認知症専門ケア加算	
1、 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日
2、 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日
若年性認知症入居者受け入れ加算	120 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日
栄養マネジメント強化加算	11 単位/月
療養食加算	6 単位/回
低栄養リスク改善加算	300 単位/月
経口移行加算	28 単位/日
経口維持加算 (Ⅰ)	400 単位/日
経口維持加算 (Ⅱ)	100 単位/日
排せつ支援加算	10 単位/月
1、 排せつ支援加算 I	10 単位/月
2、 排せつ支援加算 2	15 単位/月
3、 排せつ支援加算 3	20 単位/月
科学的介護推進体制加算	
1、 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40 単位/月
2、 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50 単位/月
褥瘡マネジメント加算	3 単位/月
1、 褥瘡マネジメント加算 I	13 単位/月
2、 褥瘡マネジメント加算 II	20 単位 (入所時に 1 回)
安全対策体制加算	560 単位/日
在宅サービスを利用したときの費用	

退所時等相談援助加算	
1. 退所前訪問相談援助加算	460 単位
2. 退所後訪問相談援助加算	460 単位
3. 退所時相談援助加算	400 単位
4. 退所前連携加算	500 単位
在宅復帰支援機能加算	10 単位/日
在宅・入所相互利用加算	40 単位/日
障害者生活支援体制加算 (I)	26 単位/日
障害者生活支援体制加算 (II)	41 単位/日
介護職員等処遇改善加算 (I)	単位数 * 140/1000
介護職員等処遇改善加算 (II)	単位数 * 136/1000
介護職員等処遇改善加算 (III)	単位数 * 113/1000
介護職員等処遇改善加算 (IV)	単位数 * 90/1000

令和 6 年 6 月改定

(2) 介護保険給付対象外サービス

○食費、居住費について

食費、居住費については、介護保険負担限度額に応じ次のとおりとします。但し、市町村から、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担となります。

(食費)

令和 3 年 8 月改定

利用者負担第 1 段階	1 日につき	300 円
利用者負担第 2 段階	1 日につき	390 円
利用者負担第 3 段階①	1 日につき	650 円
利用者負担第 3 段階②	1 日につき	1,360 円
利用者負担第 4 段階	1 日につき	1,445 円

(居住費) ユニット型個室

令和 6 年 8 月改定

利用者負担第 1 段階	1 日につき	880 円
利用者負担第 2 段階	1 日につき	880 円
利用者負担第 3 段階①	1 日につき	1,370 円
利用者負担第 3 段階②	1 日につき	1,370 円
利用者負担第 4 段階	1 日につき	2,066 円

○入院または外泊時の費用

入院及び外泊された期間が6日間(月をまたがる場合は最大12日間)までは、要介護度にかかわらず1日246円となります。なお、上記期間を超えた日数については、久留米市の定めるユニット型個室の居住費2,006円(1日あたり)をご負担いただきます。また、入院または外泊時に他の短期入所生活介護利用者が居室を使用した場合は、その利用された期間の負担はありません。他の利用者の居室使用につきましては、ご本人様及びご家族に対し事前に了承を得ることとします。

○入院・退院時の移送についてはご相談下さい。

○月途中入退所の場合の食費、居住費については、日割り徴収となります。

(3) 介護保険給付対象外サービス(利用料の全額を負担)

種類	内容	利用料
食事	管理栄養士の立てる献立表により、入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。	本人の収入により負担の軽減があります。
居住費	ユニット型個室	本人の収入により負担の軽減があります。
理・美容	毎月、理美容の出張サービスをご利用いただけます(事前の予約が必要です)。利用料金については、支払い代行致します。	理容サービス 1回 カット 2,200円 顔そり 1,430円
		美容サービス パーマ 6,930円 カット・髪染 6,380円
日常生活品の購入代行	肌着 歯ブラシ 歯磨き粉 ティッシュペーパー 浴衣 等	実費負担となります。
家電使用料	日常的に使用される家電製品使用料	1台につき50円(日額)
レンタルテレビ料	施設のテレビを貸出しております	1台につき100円(日額)
レクリエーション費用	レクリエーション・行事などに参加した場合、材料費などの実費負担をいただくことがあります。	実費負担

複写物	必要な場合には複写致します	1枚 10円 (カラーコピーは別途)
証明書発行	依頼がある場合には各種証明書を発行致します ・在籍証明など	1通 200円
行政事務代行	本人、家族からの依頼で行政事務を代行する場合に係る郵送代	実費 (切手代) をご負担いただきます。

8 利用料の支払い方法

毎月13日までに、前月分の利用料請求書を発行致します。

お支払いは、ゆうちょ銀行口座より毎月15日に自動引落とし致します。

(尚、引落としできなかった場合は、20日に再度引落としとなります。)

*領収書は入金確認後、翌月発行の請求書と併せて送付致します。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設相談窓口	相談責任者	施設長
	ご利用時間	8:00 ~ 17:15
	ご利用方法	電話番号 0942-65-5666
	相談場所	当施設1階相談室
	ご意見箱	玄関内に設置
利用者からの苦情するために講ずる措置の概要		
事業所名	特別養護老人ホーム かみつ	
種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
措置の概要		
1、入所者からの相談または、苦情に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置・入所者及び家族等からの相談及び苦情については、以下の窓口で対応します。		
① 久留米市上津町新井手1870番地1 特別養護老人ホーム かみつ		
② (電話) 0942-65-5666 (FAX) 0942-65-5733		
③ 対応時間 8:00 ~ 17:15		
*但し、上記時間以外にもご要望があれば対応します。		
④ 苦情解決体制		
	苦情解決責任者	施設長
	苦情受付担当者	管理者
		介護支援専門員
	第三者委員	監事・評議員

⑤ 第三者委員の職務

- (1) 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申し出人への通知
- (3) 入所者からの苦情の直接受け付け
- (4) 苦情申し出人への助言
- (5) 事業者への助言
- (6) 苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち合いと助言
- (7) 日常的な状況把握と意見聴取

⑥ 公共機関連絡先

久留米市役所 介護保険課 Tel 0942 - 30 - 9247
国民保険団体連合会 Tel 092 - 642 - 7800

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

・入所者及びその家族等からの苦情を受けた時は、まず上記担当者又は第三者委員が苦情の内容をお聞きし、以下の(1)及び(2)の手順より処理します。また、苦情受付担当者は受け付けた苦情すべてを苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。

- (1) 苦情申し出人に内容説明等を行う事により、苦情がその場で解決可能なものであれば、速やかに解決を図り同意を得る事とします。
- (2) -1 苦情が解決困難なものであった場合、苦情の原因となっている事について、入所者等からの聞き取りや、担当介護職員等への内容確認により、事情(事実)を把握します。
- (2) -2 その後、翌日までには、施設内で検討会議を開き、当施設が改善すべき点を整理した苦情処理策を作成し、その日のうちに苦情申し出人に説明し同意を得ます。苦情申し出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の立ち合い、助言を求める事ができる事とします。
- (2) -3 苦情解決責任者は苦情のあった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているか、介護職員及び苦情申し出人双方に確認し、改善されていないと判断される場合には、介護職員を変更する等して利用者意向に沿ったサービス提供がなされる様十分な配慮を行います。
- (3) 1~3の流れにより苦情の解決を図った後も、入所者及び担当者とは常時連携を図り、同じような苦情が発生しないよう十分に注意してサービスの提供を行います。

3. 第三者委員による評価

<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会による評価実施実績なし。
<p>4. 苦情解決の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情内容及び処理経過については苦情処理台帳として、5年間記録保存し、その後のサービス提供に役立てる様にします。 ・苦情処理は他の業務に優先して行い、速やかに苦情を解決、入所者が安心してサービスを受けられる様、最大限の努力を行います。
<p>5. その他の参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設が行う老人介護福祉事業に対する苦情については、当施設で責任を持って対応しますが、入居者及びその家族の方が他の機関（市町村、国民健康保険団体連合会）への申し立てを希望される場合は、必要な協力を行います。 ・当施設に対する入所者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力し、改善等の指示を受けた場合速やかに実施します。 ・当施設が行う老人介護福祉事業の提供により、入所者に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償します。 ・老人福祉施設介護計画は所者の希望を踏まえて作成しております。変更を希望される場合は速やかに応じますので申し付けください。 ・担当の介護職員の変更や、他の老人福祉施設への変更の希望（当施設と契約の解除を含む）にも速やかに応じます。

10 非常災害時の対応

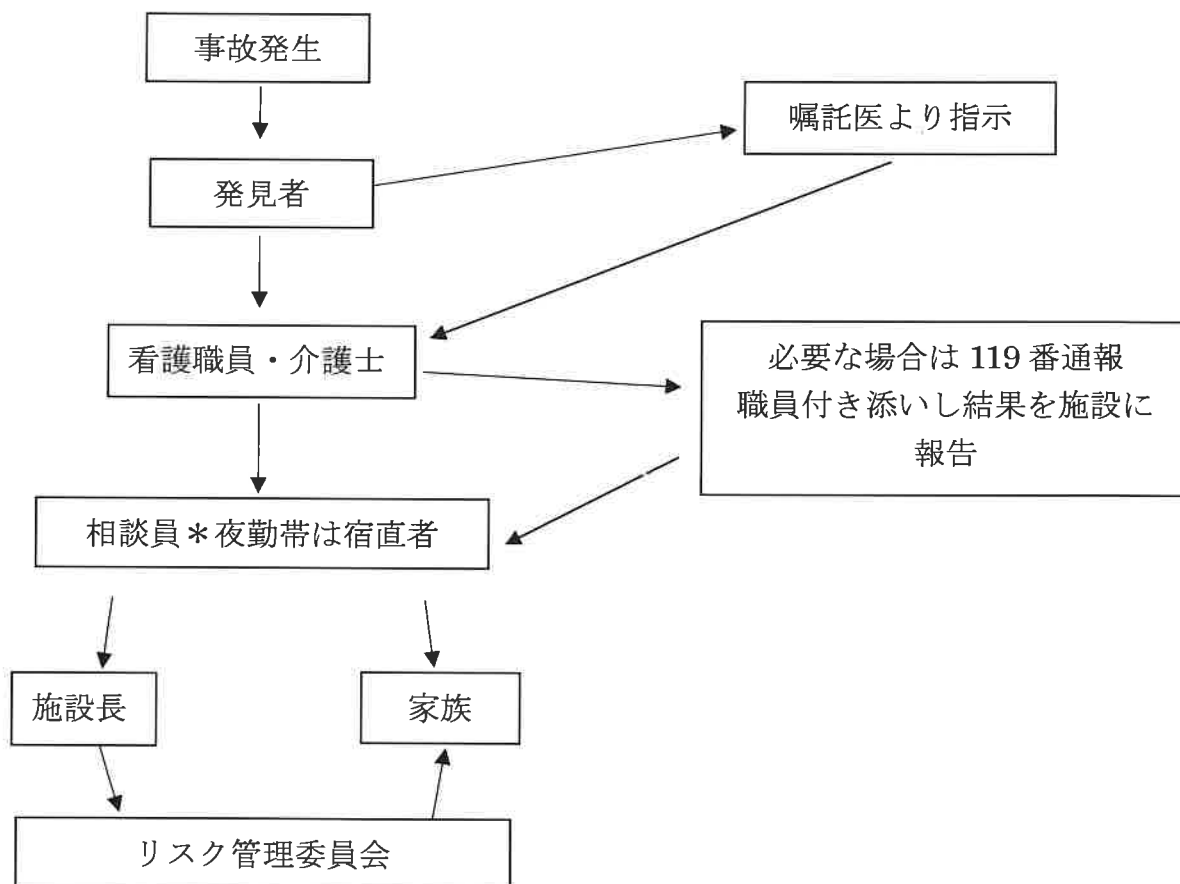
非常時の対応	別途定める「非常時対応マニュアル」に則り対応を行います。
避難訓練及び防災設備	別途定める「防災計画」に則り、年3回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者様も参加して行います。
	設備名称 ・スプリンクラー ・避難階段 ・自動火災報知機 ・誘導灯
消防計画等	中央消防署へ届け出 防火管理者

1.1 事故発生時の対応

①事故発生時のマニュアル

- (1) 事故が発生した入所者の状況をいち早く把握し安全を確保する。
- (2) バイタル等状態を嘱託医に報告、指示により適切な処置実施。
- (3) 家族、施設長、相談員へ報告。
- (4) 状況に応じて協力医療機関へ診察依頼し受診。
- (5) 入院等重症な事故の場合には、保険者（市町村）にも報告する。
- (6) 賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
- (7) リスク管理委員会で事故原因・再発防止策を検討、必要な対策を講じる。

②事故発生時の手順



1 2 協力医療機関

医療機関名	住所
聖マリア病院	久留米市津福本町 422
新古賀病院	久留米市天神町 120
横田病院	八女郡広川町大字新代 1428 番地 94
聖ルチア病院	久留米市津福本町 1012
たかた歯科医院	久留米市御井旗崎 2-24-38 パレクレール 2F
上津中央クリニック	久留米市藤山町 1833-1

1 3 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:30~17:00 *事前の予約が必要です。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行先と帰宅日時をユニットスタッフへ申し出て、外出・外泊届は事務所へ提出してください。
食事について	食事が不要な際は、前日の 17 時までに連絡下さい。また、医師の指示で絶飲食となる場合は食事料金の徴収はしません。なお、連絡無く食事不要の申し出があった場合は、料金を請求する事があります。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。又、利用者の状況により、居室の移動をお願いする場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください
貴重品の管理	現金等貴重品の持ち込みはご遠慮ください。申し出無く持ち込まれ、紛失・破損した場合の補償はいたしません。
宗教活動及び 政治活動	施設内での他の入所者や職員に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
ハラスメント	暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。 他の入所者及び職員へのハラスメント等があった場合は、契約を解除する事があります。